

市民の
みなさまへ

市税の納付で

お困りではありませんか？

一人で悩まず、
まずはご相談
ください！

災害・病気・事業不振などで一時的に納付が難しい場合は、
要件に該当する場合、**猶予制度**を利用することができます。

こんなときはご相談ください

災害や火災の
被害を受けた



病気やケガで
収入が減った



事業を
休業・廃業した



売上減少などで
大きな損失があった



納期限までの
納付が難しい



市税の納付を、**猶予**できる場合があります。

猶予が認められると



延滞金が
軽減・免除される
場合があります

猶予期間中の延滞金の全部
または一部が免除されます。



財産の差押えや
売却が猶予
されます

財産の差押えや換価（売却）が
猶予されます。



原則として1年
以内の期間で、
分割して納付できます。



「納付できないから放置する」のではなく、
早めの相談が大切です。

状況をお伺いし、猶予制度の利用ができるか
ご案内します。



ご相談から猶予までの流れ（簡単な流れ）

① まずはご相談



お電話にて
ご相談ください。

② 状況の確認



担当者が事情を
お伺いします。

③ 申請書の提出



必要書類を提出
していただきます。

④ 審査・結果のご連絡



審査後、結果を
ご連絡します。

お問い合わせ・ご相談は

岩国市役所 総合政策部
収税課



0827-29-5060
0827-29-5061

🕒 受付時間

平日 8:30~17:15

❗ 納付にお困りの際は
お早めにご相談ください。

※猶予の利用には一定の要件があります。詳細は収税課へお問い合わせください。

● 市ホームページにも関連情報を掲載しています。（「岩国市 市税 猶予制度」で検索）

このチラシはCopilotを使用して作成しています。